

奈良県教育委員会教育長訓令第二号

事務局一般
県立学校
学校以外の教育機関

奈良県教育委員会行政文書管理規程（平成元年十二月奈良県教育委員会教育長訓令甲第五号）の一部を次のように改正し、令和四年四月一日から施行する。

令和四年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 吉田 育弘

第八条第一項を次のように改める。

公文の記名は、当該事案について権限を有する者の名を用いる。ただし、法令等に定めがある場合又は文書の性質若しくは内容により特に必要がある場合は、教育次長名又は課等若しくは教育機関（学校を除く。）の長名を用いることができる。

第八条中第二項を削り、第三項を同条第二項とする。

別表教育政策推進課の項を削り、同表教職員課の項の次に次のように加える。

高校の特色づくり推進課	教高
-------------	----

別表学校教育課の項を次のように改める。

学ぶ力はぐくみ課	教学
----------	----

別表保健体育課の項を次のように改める。

健康・安全教育課	教健
----------	----